

決 議

果たして町村はこのまま存続しうるであろうか。

平成の大合併により、2,500余あった町村は1,000近くにまで急減した。今回の一連の合併は地域に何をもたらしたか。本当に地域が活性化したとというるであろうか。いわゆる構造改革の陰の部分が地方を覆い、いまだ景気回復を実感できないでいる。これらは「地域の再生」というよりも、むしろ「地域の衰退」を招くこととなり、地域間格差はさらに拡大している。

加えて、三位一体改革によるわずかな税源移譲と5兆円を超える地方交付税の削減により、税源が少なく自主財源に乏しい町村はかつてない財政的苦境に追い込まれてもいる。

このような危機的な状況を打破するためには、我々町村長が不断の決意と揺るぎない信念を持って、引き続き行政改革に全力を傾注し、新たな発想と地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる地域社会を実現するとともに、これに必要な財政的自立のための財源を確保することが不可欠である。

よって政府は、農山漁村が果たしてきた公益的な機能・役割、そのかけがえのない価値を十分認識し、町村が自立し、安定した財政運営の下で様々な施策を展開しうるよう、とくに下記に関し、特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 一. 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、農山漁村の持つ多様な機能を財政需要の算定に反映させるなどその算定方法を見直し、地方交付税総額を復元すること。
- 一. 町村が自主的・主体的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう税源移譲と偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- 一. 過疎地域集落をはじめとする農山漁村の総合的な対策の充実強化を早急にはかるとともに、過疎地域自立促進特別措置法に引き続き、新たな施策を講じること。
- 一. 少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。
- 一. 道路特定財源の現行税率を堅持し、市町村に対する配分割合を高めて、その拡充を断行すること。
- 一. 市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと。
また、町村がその多様性に応じ、自主的・自立的に活力と魅力ある地域づくりができるよう、地方分権を確実に推進すること。

以上決議する。

平成 19 年 11 月 28 日

全 国 町 村 長 大 会